

面会に関する規定

1. 目的

本規定は、入院患者の療養環境の維持および感染対策を図りつつ、患者の基本的人権および社会生活の維持の観点から、家族等との面会機会を適切に確保することを目的とする。また、面会は患者の権利であることを踏まえ、正当な理由なく制限を行わないことを原則とする。

2. 基本方針

- ・面会は患者の権利として尊重する
- ・制限を行う場合は、医学的・安全管理上の必要性に基づく最小限のものとする
- ・制限は合理的かつ一時的なものとし、状況に応じて速やかに見直す
- ・面会制限の内容および理由は、患者・家族に対し説明する
- ・行動制限（通信・面会・信書の取扱い）に関する院内規定と整合性を図った運用を行う
- ・面会時間および面会方法については、感染症の流行状況、院内の安全管理体制、運用状況等を踏まえ、段階的な拡大を視野に入れながら継続的に見直しを行う。

3. 面会方法

- ・面会は原則予約制とする
- ・事前に電話にて予約を行う
☎連絡先：042-651-3411（代表）

4. 面会条件

（1）人数・回数

- ・面会人数：原則制限なし
※ただし未就学児の面会は、感染対策および安全管理の観点から原則禁止とする
- ・面会回数：原則制限なし
※ただし、病状・家族状況等により医師が必要と認めた場合は制限することもある
※面会者の公平性を確保し不当に制限されることのないよう配慮する

（2）時間

- ・面会時間：1回30分以内
- ・時間帯：13:30～16:30
- ・1枠30分につき2組までとする
※患者の病状や家族のやむを得ない事情により、医師が必要と認めた場合は上記の限りではない

（３）場所

- ・各病棟で指定された面会場所とする
- ・原則として病室での面会は不可とする

※ただし、患者の病状や診療上の必要性に応じて、医師の判断により病室（病床）での面会を認める場合がある

５．外出・外泊時の面会等の取扱い

（１）外出・外泊の許可

- ・外出および外泊は、患者の病状、治療上の必要性および安全管理上の観点から、主治医が適当と認めた場合に許可する。
- ・外出および外泊の可否、同行者の有無、行先、時間等については、患者ごとの病状や治療計画を踏まえ個別に判断する。

（２）外出時間

- ・外出時間は原則として 10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。
- ・ただし、治療上の必要性その他やむを得ない事情がある場合は、主治医の判断によりこの限りではない。

※外出時間は、病棟の勤務交代時間帯における安全確認や患者対応への影響を避けるとともに、帰院後の状態確認、帰院時間の遅延や外出中の事故・トラブル発生時における医師への報告・相談および必要な診療対応を行うための時間を確保することを目的として設定する。

（３）外出中の面会

- ・外出中に家族、親族その他の者と面会することを妨げない。
- ・ただし、外出は患者の社会生活の維持および治療上の必要性に基づき許可されるものであり、院内における面会とは別に取り扱う。
- ・患者の病状、安全管理上の理由その他治療上の必要性により、主治医が必要と認めた場合は、同行者、行先または面会内容について条件を付すことがある。

（４）遵守事項

- ・外出および外泊中は、許可された行先および時間を遵守すること。
- ・許可内容の変更が生じた場合または事故、体調不良その他の問題が発生した場合は、速やかに病院へ連絡すること。
- ・無断外出、無断外泊その他病院の指示に反する行為が認められた場合は、以後の外出・外泊許可について見直しを行うことがある。

6. 感染対策に関する条件

以下の条件を満たす場合に面会を許可する

- ・面会前の体温測定で、37.5℃未満であること
- ・以下の症状がないこと
 - 発熱
 - 風邪症状（咳・咽頭痛等）
 - 消化器症状（下痢・嘔吐等）
 - 体調不良
- ・面会前後に手指消毒を実施すること
- ・面会中はマスクを常時着用すること
- ・感染対策の観点から、換気のため窓の開放または換気設備の使用に協力すること

7. 面会時の遵守事項

1. 差し入れは、衣類および日用品に限る。
2. 手作りの飲食物の持ち込みおよび摂取は不可。
3. 病院内における面会時の飲食は、既製品であっても医師の許可がない限り禁止とする。
4. 前項にかかわらず、事前（予約時）に医師または病棟へ相談のうえ、医師の許可を得た場合に限り、以下の【許可条件】および【注意事項】を遵守することを前提として、面会時間内に限り飲食を認める。
5. 病棟外における面会時の飲食については、下記【許可条件】の①～③を満たす場合に限る。

【許可条件】

- ① 食事形態が常食または一口大であること※ペーストや刻みの場合要相談
- ② 嚥下機能に問題がないこと
- ③ アレルギー等のリスクがないこと
- ④ 売店または近隣店舗等で購入した既製品であり、消費期限内であること

【注意事項】

- ① 面会時間内に摂取できなかった飲食物については、預かりおよび取り置きは行わず、必ず持ち帰ること

8. 特別な面会の取扱い

- ・東京都、地方法務局等の職員による面会、患者の代理人である弁護士等の面会、ならびに精神保健福祉法に基づく入院者訪問支援事業による支援員の面会については、患者の権利擁護の観点から適切に対応し、正当な理由なく制限を行わない
- ・これらの面会については、患者の権利擁護の観点から優先的に対応する
- ・面会時間は原則として本規定の面会条件に準ずるものとする。ただし、面会の性質上必要と認められる場合は、医師の判断によりこの限りではない

9. 面会制限の取扱い

以下の場合には、面会制限または中止を行うことがある

- ・感染症の流行状況の悪化
- ・行政（国・自治体）からの要請
- ・院内感染発生時は院内感染対策指針に準拠して実施する
- ・患者の病状または治療上の必要性
- ・その他、医療安全上必要と判断される場合

※この場合でも、制限の理由・内容・期間を明確にし、患者および家族へ説明する

※制限は必要最小限とし、状況改善後は速やかに解除する

※精神保健福祉法の適用を受ける患者については、同法の規定に基づき適切に対応する

10. 面会制限時の記録および説明

- ・面会を制限・禁止または患者本人が拒否した場合は、以下の内容を診療録または所定の記録様式に記録する

- 制限・禁止の理由
- 患者本人による拒否の理由
- 対象者（患者・面会者）
- 実施日時
- 判断者（医師または責任者）
- 説明内容および説明相手

・患者および家族に対し、面会制限の理由および代替手段について十分に説明を行う

・記録は、法令および院内規定に基づき適切に保存する

11. 代替手段の確保

面会制限時には、医師の許可のもと以下の代替手段を確保する

- ・電話連絡
- ・オンライン面会（可能な場合）※携帯電話によるビデオ通話等：実施にあたっては、携帯電話の使用許可の有無を事前に確認すること。

12. 苦情対応窓口

面会に関する意見・苦情については、以下の窓口で対応する

- ・担当部署：「患者の声」相談窓口 医療相談室担当者
- ・受付時間：平日 9 時～16 時
- ・連絡先：042-651-3411（代表）

※受け付けた苦情については内容を記録し、必要に応じて院内で共有し改善を図る

13. 附則

本規定は令和8年5月30日より施行する。

なお、社会状況および院内状況に応じて適宜見直しを行う。

また、本規定の見直しを行う場合は、以下の手順により実施する。

- ① 院内の準備委員会（毎月第2月曜日）にて内容を検討する
- ② 事務長および看護部長の確認を受ける
- ③ 院長・副院長の承認を得る
- ④ 管理会議にて報告・承認後、職員全体へ周知する
- ⑤ 上記手続きをもって変更を完了とする

改訂履歴

2026年5月30日 制定

2026年6月 改訂